

指名停止中の事業者一覧

令和7年7月4日 現在

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
関電ファシリティーズ株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号	R7.7.4 ～ R7.10.3 （3ヶ月）	指名停止措置要領別表第2第13号（建設業法違反行為）	関電ファシリティーズ（株）は、令和6年12月19日付けで建設業許可部局（大阪府）より以下の監督処分を受けた。 ①大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格（1級電気工事施工管理技士）を取得し、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして11日間の営業停止処分。 ②平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の2第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格（A氏にあつては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあつては1級管工事施工管理技士）を取得したため、当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をしたことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして指示処分。
大成産業株式会社	4420001005456	青森県青森市大字浜田字玉川262番地9	R7.7.4 ～ R7.10.3 （3ヶ月）	指名停止措置要領別表第2第4号イ（贈賄）	当該事業者の代表取締役及び社員は、秋田県が発注した道路補修工事及び道路・河川維持管理業務委託を巡り、同県職員が大成産業に対し下請けとして受注できるようにした見返りに現金を渡したとして、令和7年4月26日、秋田県警に贈賄の容疑で逮捕された。
日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋1丁目18番17号	R7.6.20 ～ R7.8.19 （2ヶ月）	指名停止措置要領別表第2第5号（独占禁止法違反行為）	日精株式会社は、公正取引委員会より、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式P S工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
住友重機搬送システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川1丁目1番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 （2ヶ月）	指名停止措置要領別表第2第5号（独占禁止法違反行為）	住友重機搬送システム株式会社は、公正取引委員会より、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式P S工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

指名停止中の事業者一覧

令和7年7月4日 現在

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
フジバスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬4丁目2番5号	R7.6.20 ～ R7.10.19 （4ヶ月）	指名停止措置要領 別表第2第5号 （独占禁止法違反行為）	フジバスク株式会社は、公正取引委員会より、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式P S 工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
I H I 運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町8番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 （2ヶ月）	指名停止措置要領 別表第2第5号 （独占禁止法違反行為）	I H I 運搬機械株式会社は、公正取引委員会より、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式P S 工事及び特定エレベーター方式P S 設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19 （2ヶ月）	指名停止措置要領 別表第2第5号 （独占禁止法違反行為）	新明和工業株式会社は、公正取引委員会より、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定エレベーター方式P S 設置工事において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
株式会社N I P P O	9010001034987	東京都中央区京橋1丁目19番11号	R7.4.11 ～ R7.7.18 （10週間＋1ヵ月）	指名停止措置要領 別表第2第15号 （不正又は不誠実な行為）	株式会社N I P P Oの系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局、東京航空局が発注し株式会社N I P P Oが受注した工事において、発注者との協議を経ずに契約図書（特記仕様書、設計図面等）と異なるアスファルト合材を使用し、かつ、系列プラントは、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、株式会社N I P P Oのへ出荷していたことについて、株式会社N I P P Oは、系列プラントから管理指標実績等の報告を受けていたが、系列プラントによる上記の行為を防止するための適切な行為を怠り、結果回避義務を果たさなかった。 また、株式会社N I P P Oのの系列プラントは、東北・関東・北陸・中部・近畿・中国地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことがについて、株式会社N I P P Oは、系列プラントと密接な人的・資本関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受けていたが、株式会社N I P P Oのと系列プラント間で結んでいた契約書に基づく品質管理義務を果たさなかった。

指名停止中の事業者一覧

令和7年7月4日 現在

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽 1 丁目 7 番 2 7 号	R7.4.11 ～ R7.7.10 （3 ヶ月）	指名停止措置要領 別表第 2 第 1 5 号 （不正又は不誠実な行為）	鹿島道路株式会社は、北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局発注の工事において、アスファルト舗装工事を受注し、施工したは、発注者との協議を経ずに契約図書（特記仕様書、設計図面等）と異なるアスファルト合材を使用し工事を行っていたことについて、鹿島道路株式会社の合材製造所長等は、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていた工事へ納入する合材について、再生骨材が用いられることを容認していた。 また鹿島道路株式会社は、関東・北陸・中部・近畿・中国・九州地方整備局の工事において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を自社プラントで製造し、当該工事の受注者に対し出荷していたが、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていたものの、国土交通省が実施した調査の結果において、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことについて、アスファルト舗装工事を受注し、施工した案件同様、受注者に対し出荷していた案件についても鹿島道路株式会社の合材製造所長等は、契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていた工事へ納入する合材について、こちらも再生骨材が用いられることを容認していた。 四国地方整備局では土佐国道事務所発注の工事においても設計図書と異なるアスファルト合材が使用されていたことが発覚した。